

○財務省告示第七十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十四年四月十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年五月十一日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第二百二 十二回、第二百二十五回、第二百二 十六回、第二百二十八回及び第百 三十一回）及び利付国庫債券（三 十年）（第四回、第五回、第六回、 第七回、第十二回、第十三回、 第十四回、第十六回、第十八回、 第二十一回、第二十二回、第二 十三回、第二十四回、第二十五 回、第二十六回、第二十七回、 第二十八回、第三十回、第三十 一回及び第三十三回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十四年四月十日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第二十二年)回第二十	一・八%	平成九年四月二十二日	十八億円
利付国庫債券 (第二十二年)回第二十	二・二%	平成九年四月二十三日	四十八億円
利付国庫債券 (第二十二年)回第二十	二・〇%	平成九年四月二十三日	八十九億円
利付国庫債券 (第二十二年)回第二十	一・九%	平成九年四月二十三日	六十六億円
利付国庫債券 (第二十二年)回第二十	一・七%	平成九年四月二十三日	七百七十三億円
利付国庫債券 (第三十四年)回第二十	二・九%	平成十年四月二十二日	九億円
利付国庫債券 (第三十五年)回第二十	二・二%	平成十年四月二十三日	一億円
利付国庫債券 (第三十六年)回第二十	二・四%	平成十年四月二十三日	九億円
利付国庫債券 (第三十七年)回第二十	二・三%	平成十年四月二十四日	三百六十九億円

（利付第三十国庫八回）	（利付第三十国庫七回）	（利付第三十国庫六回）	（利付第三十国庫五回）	（利付第三十国庫四回）	（利付第三十国庫三回）	（利付第三十国庫二回）	（利付第三十国庫一回）	（利付第三十国庫八回）	（利付第三十国庫六回）	（利付第三十国庫四回）	（利付第三十国庫三回）	（利付第三十国庫二回）
二・五%	二・五%	二・四%	二・三%	二・五%	二・五%	二・五%	二・三%	二・三%	二・五%	二・四%	二・〇%	二・一%
平成二十五年十月	平成二十四年十二月十九日	平成二十四年十二月十九日	平成二十四年十二月十八日	平成二十四年十二月十八日	平成二十四年十二月十八日	平成二十四年十二月十八日	平成二十四年十二月十七日	平成二十四年十二月十七日	平成二十四年十二月十六日	平成二十四年十二月十六日	平成二十四年十二月十五日	平成二十四年十二月十五日
七十億円	四十七億円	四百五十三億円	四百三十二億円	四百八十九億円	十億円	九十二億円	三百三十三億円	三百七十五億円	二百九十七億円	三百三十一億円	四十九億円	六十九億円

（利付第三十年庫三回） （利付第三十年庫一） （利付第三十年庫回）	（利付第三十年庫一） （利付第三十年庫回）	（利付第三十年庫回）
二・〇%	二・二%	二・三%
平成九年五月二十二日	平成九年五月二十一日	平成九年五月二十一日
五十億円	二十億円	九十億円